



内閣府（防災担当）

被災者支援のあり方検討会（第6回）

議事要旨について

1. 日時

令和5年6月28日（水）10:30～12:00

2. 出席者

鍵屋座長、今井委員、浦野委員、栗田委員、酒井委員、阪本委員、菅野委員、米野委員、安江委員

（以下オブザーバー）

熊本県（すまい対策室長）、横浜市（防災企画課長）、茅野市（防災課長）

※その他各省庁

3. 議題

（1）被災者支援に関連する取組状況の情報提供・議論について

（2）その他

4. 議事要旨

議題に入る前に、石川県能登地方を震源とする地震並びに令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号の災害に対する現地での支援について、各委員から報告された主な内容は以下の通り。

<石川県能登地方を震源とする地震>

（各団体の活動）

- 日本赤十字社は次の支援を実施。
 - ・ 協定に基づき、内閣府の調査チームに2名が帯同
 - ・ 珠洲市保健医療福祉調整本部の生活サポート部会の設置に協力
 - ・ 珠洲市に対し、毛布100枚、緊急セット60、安眠セット200を提供
 - ・ 珠洲市に対し、保健所が行う高齢者等の各戸訪問の支援として、5月9日から5月19日まで最大で4名の看護師を金沢赤十字病院から派遣
- 日本災害看護学会は、5月6日から支援を継続中。

- レスキューストックヤードは、5月7日から、毎週珠洲市に通って支援活動を継続中。主に、次の活動を実施。
 - ・ 珠洲市の保健医療福祉調整本部の生活サポート部会への参加
 - ・ 罹災証明書の発行等について、健康増進センターを中心に、県のPSW協会と生活相談支援員協会の協力のもと、罹災証明書の申請を行っていない方に対する戸別訪問、申請のサポート
 - ・ 戸別訪問は、マンパワーの確保などの課題もあり、罹災証明書の申請の無い方で、75歳以上で独り暮らしの方のうち、地域の自治組織に家族のサポートの有無を確認するなど対象を絞り、珠洲市で200世帯強に訪問（その結果、罹災証明書の申請に結びついたのが72軒（約43%））
 - ・ 厚労省の被災高齢者等把握事業を活用できないか、市と協議（特定非常災害ではないため、市が2分の1を負担しなければならないこと、手続の煩雑さなどがあり、活用するか否かの判断にとても悩んだ）

（在宅避難）

- 内閣府が公表する避難所や避難者の数が少なければ、支援者も少なくなる。在宅支援にも多くの支援者が必要であり、在宅の避難の状況についても情報発信をする必要があるのではないかと。
- 在宅避難をしている独居高齢者が非常に多く、被災者間での格差が生じないよう、弁護士等の専門家による罹災証明書の申請サポートが必要であり、こうした専門家の確保にも苦勞している。

（避難所）

- 避難所の段ボールベッドやウレタンマットでは寝られず、ずれてしまい転倒のおそれもある。また、テントも換気が悪く、臭いもこもるため、こうした環境は高齢者の健康状態に影響を及ぼしてしまう。

（被害認定調査）

- 家の基礎が損傷し、取り壊すレベルのものでも、沈んでいるだけで傾きが出ないために半壊扱いとなり、住宅支援が受けられないものがある。罹災証明のやり方が厳しく、支援が受けられない人が多いため、改善が必要ではないかと。

（災害ケースマネジメント）

- 1,220軒の在宅訪問のうち、不在が508軒であり、本当に支援が必要な方の名簿、個別避難計画など、早い段階での災害ケースマネジメントが非常に重要である。

- 家が壊れ、困っている一人一人の高齢者の相談に対し、多くの制度がある中、地元行政だけで対応するのは難しい。また、今後もボランティアニーズはあり、県域の支援も含め、外部からどう応援体制を組むかが課題。地元県域・市町村域を主体としつつ、外部支援も必要に応じて参画していく体制を整えながら災害ケースマネジメントの議論を行うべき。

<令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号>

(ボランティア)

- 最大で5県13市町で災害ボランティアセンターが設置され、4県6市町で継続している。なお、13市町のうち、富士市、沼津市及び愛知県の各市（合わせて9市町）は災害救助法の適用がないが、市の一部が床下浸水しているだけであっても、ボランティアが入らないと厳しい状況。6月26日時点で、ボランティアの活動数は延べ1,509人となっている。
- ボランティアセンターが閉所され、災害救助法も適用されておらず、内水氾濫であるため、被災者のニーズキャッチが非常に難しい状況になっており、個別対応を行う必要がある。
- 災害ボランティアセンターの充実をどう図っていくか、今回愛知の水害を踏まえて立て直していかないと、次の南海トラフを迎えられない。

(災害救助法の適用)

- 4号適用を検討されたところもあると聞いているが、最初の適用は静岡県磐田市で、その後和歌山県海南市であった。適用が遅く、ほとんどは適用しなかったために、ボランティアセンターなども立ち上げなくて良いと考えられてしまい、人が集まらず、苦しい状況である。
- 今回の大雨被害で、愛知県の複数の市町村によれば、災害後すぐに県に対して4号基準による適用を要請したが、県が適用しなかったということだった。被災者に十分な支援が届いていない状況であり、県の判断、市町の判断にギャップが見られるので、国が通知を出すなど、そのサポートが課題である。
- 災害救助法が適用されないことにより、被災者支援の制度が使えないことの影響を知らない行政の担当者が多いのではないかと。国も4号適用を積極的に進めますと手引などで明記しているのに、それも知らないのではないかと。
- 災害救助法が適用されなかったり、災害ボランティアセンターが県外募集しなければ高速道路が無料にならないなど、外からの応援を求めにくい構造になっており、家屋修繕など専門性の高いNP0等には災害ボランティアセンターの募集範囲にとらわれない違う枠で高速道路を無料するなどの仕組みが必要。

(独自支援)

- 豊橋市は独自の見舞金の基準を提示している。能登半島地震で被害を受けた珠洲市はとても充実した独自支援を行なっている。自治体によって支援基準が異なり格差が生まれている。行政による支援に差があるのは公平性に欠けるため、全国的な基準の検討が必要ではないか。

(1) 被災者支援に関連する取組状況の情報提供・議論について

各委員からの主な意見は以下のとおり。

(災害中間支援組織)

- 19の都道府県において、災害時には災害中間支援組織を担うことを表明した団体等をJVOADが確認している。災害が起きる前に、47都道府県全てに調整機関としての災害中間支援組織を作ることを、国の後押しで進めている。

(多様な主体と連携した被災者支援)

- 防災基本計画に多様な主体と連携した被災者支援を位置付けたことは前進だが、平時に準備すべきこと、災害時はどの財源を使うのか、自治体が地域防災計画に書けるよう、議論を進めていかなければならない。

(サポーター研修)

- 「避難生活支援リーダー／サポーター」研修について、避難所の考え方、捉え方について、関連死を起こさないためにも、初動だけでなく、中長期で何が必要なのかを考える必要がある。
- 地域に思いを寄せて、何とかしたいという気持ちが重要であって、行政も同じ目線で被災者の困り事を捉えていく、背景にある課題にまで目を向けながら、民間と一緒に頑張っていくこと続け、関わる人たちの裾野がより広がるよう継続的に考えるべき。

(被災高齢者等把握事業)

- 仮設住宅が条件になっていること、手続きが煩雑であること、2分の1負担があることなど、活用が難しいという声があり、また、実際はボランティアな気持ちで成り立っている部分も多いため、引き続き、厚生労働省に検討いただきたい。
- 多くの被災市町村がこの制度をご存じないので、活用実績の一覧があると、支援団体からも市町村に事業を紹介しやすい。そうしたサポートについて、県の役割、厚労省の役割など、平時も含めた体制を考える必要がある。

(地域支え合いセンター)

- 地域支え合いセンターも仮設住宅が条件になっていることで実際には使えないなど、実際に被災者の支援という視点に立ったときにどういう仕組みにしていくことが必要なのか検討いただきたい。

(ブルーシートの展張等の応急修理)

- 被災者から申出が必要で、制度を周知して、10日以内に活用できるのか疑問。実際には、珠洲市において、ようやく7月末までかかってブルーシートを張り終えた。
- 災害時には品薄になるため、平時から自治体がブルーシートなどを買っておくべき。過去の被災地ではNPOが準備しておいたものに頼られる事例もあり、負担になっている。また、ブルーシートを購入していても、誰が展張をするのか、調整が必要。
- 有償の業者へ依頼する方がいる一方で、NPOは多くの場合、無償で対応するが、こうした個々の調整すべてを市町村が行う必要があるように見えてしまうが、罹災証明書の発行同様に、実際の現場ではその周知だけでも相当混乱することが予測される。また、悪徳業者への対策を考えておく必要がある。

(災害福祉支援ネットワークの推進事業)

- これまでも多くの自治体等が主催してHUG等避難所運営に関する研修等が開催されているが、講師が避難所経験のない方だったりしている。こうした意味で、災害福祉支援ネットワーク事業には期待も大きいですが、受講の対象者が、社会福祉士や介護福祉士に限定されてしまうと、福祉の分野の支援だと思われる懸念がある。もっと広く教育し、本当に地元で対応できる人材をしっかりと養成していくことが最終目標である。

(災害派遣福祉チーム(DWAT))

- DWATについてはこれからの部分も多いが、実際にどういう形で多様な主体と連携していくのか、考えていかなければならない。
- 避難所を利用しないケースが増えており、在宅等にも活動範囲を広げないと、現場は非常に困るという状況になっている。

(在宅避難)

- DWATなど、活動財源は災害救助法の避難所の運営に縛られてしまい、在宅避難の方など、人を見ることが難しい状況。根本的に人を見るためにどういう財源が必要かということをしっかり議論しなければならない。

- 在宅避難への支援が本当に重要。避難所には高齢者の方々は来られず、避難所に来た方は最大で7名から10名程度で、ほとんどの高齢者は在宅避難をしていた。令和4年の豪雨のときも、DWATに動いてもらえなかった。

(災害ボランティアセンター)

- 災害ボランティアセンターの設置場所や役割分担の明確化について防災基本計画に記載されたが、実際に民間に任せるときに費用も含めてどういう形で役割分担をしていくのかということをあらかじめ明確化していく必要がある。

(災害ケースマネジメント)

- 災害ケースマネジメント実施の手引は、住まいの再建に対して何を具体的にやるのかが見えないため、今後、改訂などで、事例などが増えるとよい。

(2) その他
特になし。

以 上